

分担金・拠出金の名称	オゾン層保護基金拠出金		評価	B
拠出先の国際機関名	国連環境計画(モントリオール議定書事務局)			
国際機関の概要	・モントリオール議定書多数国間基金(オゾン層保護基金)は、開発途上国(議定書第5条1適用国)におけるモントリオール議定書の実施を支援するため、オゾン層破壊物質を用いた製品等の生産設備を廃棄し、代替物質及び代替物質を用いた生産設備に転換していくためのプロジェクトを策定・実施している。 ・条約事務局は、国連環境計画が務め、モントリオールに所在。			
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標			達成状況	
1. (1)成果目標:オゾン層保護基金に係る拠出金を通じて開発途上国にオゾン層破壊物質の段階的廃絶を支援する。 活動指標:オゾン層保護基金の活動実績			本条約の事務局の活動を支援することは、モントリオール議定書締約国の責務であるとともに、支援対象国となる開発途上国が、モントリオール議定書の下で定められたオゾン層破壊物質削減スケジュールを着実に遵守することが可能となり、地球規模でのオゾン層保護に貢献している。。オゾン層保護基金は、1年に2回執行委員会を開催して基金の下で実施されるプロジェクト案審査等を実施し、限られた資金規模の中で優先度が高い活動に対して支援を提供している。2015年5月の第74回基金執行委員会では、オゾン層破壊物質削減プロジェクト案の審査、承認済みプロジェクトの進捗状況確認、会計報告、費用ガイドライン案の検討等が行われた。 本基金では、拠出金の一部で二国間支援案件を実施できることとなっているところ、我が国が実施する二国間協力案件をつうじて、日本企業のノンフロン等の技術、ノウハウの途上国への普及に実績を上げている。	
(2) 成果目標:オゾン層保護基金の運営における我が国の発言力・影響力を確保する 活動指標:執行委員会及び関連会合における我が国の参加の確保・維持			基金執行委員会の常任メンバーとして我が国が参加し、基金の運営に積極的に貢献。 また、我が国は、主要拠出国として、締約国会議における事業計画・予算案における審議に参加している。 本基金では、拠出金の一部で二国間支援案件を実施できることとなっているところ、我が国は二国間協力案件を実施し、日本企業のノンフロン等の技術、ノウハウを途上国に普及させるために活用している。	
(3) 成果目標:効率的な組織・財政マネジメントの実現 活動指標:具体的な組織運営改善措置の導入			オゾン層保護基金は、執行委員会においてプロジェクトの審査・承認、及び基金の行財政管理に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、主要拠出国として、米及び欧州諸国等と連携し、基金の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。 2014年から執行委員会の開催頻度が従来の年三回から年二回へと変更され、効率的な組織運営に向けた改善が図られている。	
(4) 成果目標:我が国人材の知見、専門性を活用したオゾン層破壊物質の段階的削減関連活動が、我が国による提案により、基金執行委員会によって採択され実施される。 活動指標:我が国二国間協力案件の実施			オゾン層保護基金における我が国二国間協力案件の実施状況 2012-2014年の承認額:1, 560, 965ドル(5件)	
2. PDCAサイクルの確保			①計画段階(Plan):オゾン層保護基金執行委員会にてプロジェクト案を審査、承認。支援対象プロジェクトの種類及び費用に関するガイドライン及び決定の採択。 ②実施段階(Do):我が国義務的拠出金の支払い、執行委員会で承認されたプロジェクトの実施。各種報告及び評価活動を通じたプロジェクトのモニタリング。 ③評価段階(Check):内部・外部監査報告書や執行委員会における運営・活動の評価。 ④フォローアップ(Act):各種会議や不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。 執行委員会等の機会に我が国と基金事務局及び基金実施期間との個別協議を設定し、PDCAの改善について随時協議を行っている。	
担当課・室名	国際協力局 地球環境課			